町内会・自治会　配布物一覧表（8月16日回覧分）

No	内　　容	配布方法	担当部署	内線番号	備考
1	住宅・土地統計調査	班回覧	総務課	153	
2	「緑の募金」による緑化等事業の要望等について	班回覧	農林課	553	
3	市民清掃について（お知らせ）	班回覧	環境課	194	旧島原地区のみ
	以上				

・島原市役所（63－1111）

・有明支所（68－1111）

市ホームページに町内会・自治会に関する様々な情報を掲載しています。毎月の市からのお知らせ（班回覧・世帯配布等）の有無についても、こちらのページでご確認できますので、ぜひご活用ください。

市ホームページ▼

班回覧

令和5年１０月１日現在で、「住宅・土地統計調査」を実施します。

この調査は、住宅や居住世帯に関する、国の重要な調査です。
得られた調査結果は、だれもが住みやすいまちづくりのため、
国や県、島原市の都市計画や空き家対策に活用されます。

８月下旬頃から、統計調査員が皆さまの地域を巡回し、
調査のお知らせや調査協力のお願いを行います。
調査へのご協力をよろしくお願いします。
（※統計調査員は「調査員証」を必ず携帯しています。）

※調査対象は、国が抽出した地域・世帯です。そのため、調査員の巡回は、
町内会の一部のみとなる場合がございます。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

島原市役所　総務課
総務・統計班　　担当：吉岡、久保
TEL：0957-62-8013（直通）

住宅・土地統計調査では
インターネットでの回答をおすすめしています

住宅・土地統計調査では、
パソコンのほか、スマートフォン等でも回答できます。

インターネット回答が便利です!!

いつでも

期間中はいつでもOK!

期間中はいつでも
ご都合のよい時間に回答できます。

あんしん

世帯の回答は守られています!

不正なアクセスなどの監視を
24時間行っていますので、
回答データは厳重に守られます。

調査へのご協力
よろしくお願いいたします!

センサスくん　みらいちゃん

住宅・土地統計調査

https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html

令和5年 住宅・土地統計調査

10月1日(日)実施

〈住宅・土地統計調査はこのような調査です〉

この調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいた基幹統計調査で、
昭和23年から5年ごとに行われ、今回は16回目の調査に当たります。
この調査は、全国約340万世帯の方々を対象とした大規模な調査で、
調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、
耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。

だれもが安心して暮らせる明日へ

調査の流れ

【国】(総務省統計局) ▶ 【都道府県】 ▶ 【市区町村】 ▶ 【指導員】 ▶ 【調査員】 ▶ 【世帯】

回答方法

回答はインターネット回答のほか、調査票を郵送または調査員に提出する方法によります。

インターネット回答　郵送で提出　調査員に提出

※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。

個人の情報は守られます

統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員を始めとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。

守秘義務
調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない。

利用制限
統計作成の目的以外に、調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない。

適正管理
記入された調査票を適正に管理するための措置を講じなければならない。

総務省統計局・都道府県・市区町村

調査員のしごと

9月上旬
調査対象となる地域を確認し、居住する各世帯に「調査のお知らせ」を配布します。

▶

9月下旬～
調査対象となった世帯を訪問し、調査への回答依頼及び調査票の取集を行います。

住宅・土地統計調査の調査員は、
都道府県知事又は市町村長によって任命された地方公務員です。

調査員は、「調査員証」を携帯しています。

管理員の方々にご協力いただきたいこと

1 建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いいたします。

オートロックマンション・寮など、調査員が建物内に入ること自体が困難なケースもあり、ご協力いただくことで円滑に調査を実施することができます。

2 建物内の居住状況などをお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

昼間不在がちの世帯などで、調査員が訪問しても面会できない場合には、居住状況などをお尋ねすることがあります。

※調査対象世帯には、統計法に基づき、報告の義務が課せられます。

居住者情報の提供について

居住者情報の提供は、法令に則ったものであり、ご協力をお願いいたします。

個人情報保護法第27条第1項では、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、「法令に基づく場合」は例外となっています。

管理員、管理会社、管理組合の皆様に協力をお願いするのは、統計法第30条第1項に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第27条第1項第1号による「法令に基づく場合」に該当しますので、ご協力をお願いいたします。

統計法（抄）

【第30条第1項】行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（次項において「被要請者」という。）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

“かたり調査”にご注意ください

「かたり調査」とは、国勢調査等、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。「かたり調査」は、統計調査の実施を妨げるだけでなく、詐欺やその他の犯罪にも繋がりかねないので、ご注意ください。

住宅・土地統計調査は

住宅の建て方や世帯の構成などについて調査します。

調査の結果は全国及び地域別にも公表されます。

調査結果からわかること

平成30年住宅・土地統計調査からこのようなことがわかりました。

東京都では共同住宅が7割超

全国の共同住宅数は2335万戸で平成25年と比較し126万戸（5.7%）増加と過去最高となりました。
住宅に占める共同住宅の割合は43.6%となっています。都道府県別にみると、東京都が71.1%と最も高く、次いで沖縄県、神奈川県、大阪府などとなっており、主に大都市を有する都道府県において共同住宅の割合が高くなっています。一方、共同住宅の割合が最も低いのは、秋田県の17.8%で、次いで富山県、山形県などとなっています。

共同住宅の割合－都道府県（平成30年）

共同住宅の割合が高い都道府県		共同住宅の割合が低い都道府県	
1	東京都 71.1%	1	秋田県 17.8%
2	沖縄県 59.0%	2	富山県 19.7%
3	神奈川県 56.1%	3	山形県 20.5%
4	大阪府 55.4%	4	福井県 21.2%
5	福岡県 52.8%	5	青森県 21.3%
6	兵庫県 46.6%	6	和歌山県 22.1%
7	愛知県 45.8%	7	岐阜県 23.1%
8	千葉県 44.8%	8	長野県 23.3%
9	北海道 43.8%	9	岩手県 23.4%
10	埼玉県 43.5%	10	新潟県 23.6%

平成30年住宅・土地統計調査の結果はこちら
https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/tyousake.html

調査の結果はどう活かされるの？

住宅・土地統計調査の結果は、国や地方公共団体の住宅関連施策等のほか、学術研究等へも利用されています。

耐震や防災を主軸にした住宅や都市計画づくり

空き家の今後の動向や住環境との相関関係に関する研究

令和５年　８月　１６日

各町内会・自治会長　　様

島原市緑化推進事業本部
本部長　金子　忠教
（公印省略）

『緑の募金』による緑化等事業の要望等について

日頃より、緑化運動の推進につきましては、格別のご配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、島原市内の町内会・自治会（老人会）を対象に下記の要領で実施いたしますので、ご要望がありましたら別紙の申込書にご記入の上、島原市役所 農林課（有明庁舎１階）までご提出いただきますようお願いいたします。

なお、少しでも多くの団体のご要望に添えるように、本年度は花苗と苗木のみの募集といたします。趣旨ご理解のうえ、本市の緑化の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

１．事業の内容
　・地域住民参加による公共用地等への植樹・花苗植栽に対する助成
２．事業助成対象経費
　・花苗・苗木
３．事業対象場所
　・原則として公園等公共地
４．提出期限
　・令和５年９月８日（金）
５．事業実施期間
　・令和５年１０月～令和６年３月まで

【問い合わせ】
島原市役所　農林水産部
農林課　農林畜産班　入江
TEL：0957－68－5486

令和５年　　月　　日

『緑の募金』による緑化等事業申込書

町内会・自治会（老人会）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者氏名　　　　　　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．事業を希望する理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．事業の実施場所

場所の名称又は所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＊実施場所がわかる地図を添付してください。

（ゼンリン等、簡単なもので結構です）

３．事業の内容

希望の花苗（苗木）の名称　　　　希望の本数

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　＿＿＿＿＿本

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　＿＿＿＿＿本

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　＿＿＿＿＿本

※複数ある場合は、以下に記入してください。

※苗木の場合は、要望する苗木の年数を併せて記入してください。

４．事業実施時期　　　令和　　年　　月頃（初旬・中旬・下旬）

５．連絡先・納品先（代表者）

〒　　－

住所　島原市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　電話番号　＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

班回覧

市民清掃について（お知らせ）

きれいな街づくりと生活環境の整備及び美化を推進するため、下記のとおり市民清掃を実施します。市民の皆様の積極的なご参加をお願いいたします。

市民清掃は、町内会を中心として公共的な場所の清掃を行う活動であります。

このところ、個人の庭の剪定枝や落ち葉などを市民清掃ゴミとして排出しているものが散見されますので、市民清掃本来の趣旨に沿った活動を行っていただきますようお願いいたします。

記

1　日　　時　　9月3日（日）午前8時～　※小雨決行

※悪天候の場合は、9月10日（日）に延期します。

延期の場合は、防災無線により午前7時頃に放送します。

※10日が悪天候の場合は、中止します。

2　清掃場所　　道路、公園、側溝などの公共的な場所

※個人の庭の剪定枝や落ち葉等は収集しません。

3　清掃の方法

（1）各世帯からふるってのご参加をお願いします。

親子での参加の場合はお子さまの安全にも注意してください。

（2）雑草や木枝などの可燃物、空き缶、瓶などの不燃物及び側溝内の土砂は各々区別し、収集車の出入りできる場所にまとめて集積してください。

※木枝は、50㎝程度の長さに切断し、ヒモで一締めにしてください。

※雑草や落ち葉は袋に入れてください。

（3）町内会で直接運搬できる場合は、前浜町の最終処分場に搬入してください。

4　実施後の連絡

（1）収集は当日行いますが、取り残しがある場合は、お手数ですが月曜日（9月4日）にご連絡ください。

（2）当日の作業によりケガ等が発生した場合は、至急ご連絡ください。

【お問い合わせ先】
市民部環境課
63-1111（内線194）
担当：原野・濱口

町内会の皆様へ　市民清掃に関するお願い

市民清掃ごみの収集について、更なる効率化を図るため、
次のことについてご協力をお願いします。

	確　認　事　項
1	清掃したゴミは収集車が出入りできる場所にまとめる。
2	個人の庭の剪定枝や落ち葉等は収集しません。
3	空き缶・瓶などの不燃物はそれぞれ分別を行う。
4	木枝はヒモで一締めにくくる。 50cm程度の長さに切断する。
5	雑草や落葉は袋に入れる。 ※袋がない場合は奉仕袋を環境課及び各地区公民館に準備していますので、事前にご相談ください。
6	側溝内の土砂は、袋に入れてできる限り一か所にまとめる。

みんなで街を
きれいにしょう！！

ご不明な点は環境課へお尋ねください。

【問い合わせ先】
島原市役所　環境課　環境班
電話：63-1111（内線194）